

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より神奈川県内町村の発展のため、ご尽力賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度税制改正については、与党の税制調査会において、12月上旬の『大綱』決定に向けて、11月中下旬から本格的な議論が開始される予定であります。

その中で、特に、関係省及び関係業界から、ゴルフ場利用税の廃止要望や償却資産に係る固定資産税の時限的な特例措置に関する拡充要望が出ているほか、森林吸収源対策に係る地方財源の確保（森林環境税（仮称）の創設）が、大きな争点となることが見込まれます。

とりわけ、ゴルフ場利用税については、超党派ゴルフ議員連盟が廃止を求める決議を行ったほか、2020年の東京オリンピック開催を控え、関係業界が廃止に向けた動きを活発化させるなど、極めて厳しい情勢となっております。

ご承知のとおり、ゴルフ場利用税は、税収の約7割が市町村に交付され、ゴルフ場所在町村の貴重な財源であり、また、償却資産に係る固定資産税は、工場等が立地する町村にとって基幹的な税であります。

加えて、平成28年度税制改正大綱に森林環境税（仮称）の創設が明記されましたが、市町村が森林整備等を継続的かつ安定的に行うために税財源を確保することは不可欠であります。

つきましては、今後の税制改正の検討にあたっては、町村税財源の確保を図るため、別紙事項の実現をはかれるよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

平成28年11月22日

自民党・公明党

県内選出国會議員 様

神奈川県町村会 会長

清川村長 大 矢 明 夫

平成 2 9 年度税制改正に関する緊急要望

○ ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の 7 割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興をはかる上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

○ 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、28 年度において時限的な軽減措置が設けられたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、軽減措置は今回限りの特例とすること。

○ 全国森林環境税の早期導入

平成 2 8 年度税制改正大綱において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を早期に導入すること。